

地域建設業経営強化融資制度にかかる債権譲渡の承諾にかかる事務手続等について

制定	平成 21 年 6 月 23 日
改正	平成 22 年 4 月 5 日
改正	平成 23 年 3 月 25 日
改正	平成 24 年 4 月 1 日
改正	平成 25 年 4 月 11 日
改正	平成 26 年 9 月 5 日
改正	平成 27 年 4 月 1 日
改正	平成 28 年 4 月 1 日
改正	平成 30 年 9 月 1 日
改正	平成 31 年 4 月 1 日
改正	令和 2 年 4 月 1 日
改正	令和 3 年 4 月 1 日
改正	令和 6 年 8 月 26 日

1 対象工事

青梅市（以下「市」という。）が地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）にかかる債権の譲渡を承諾できる対象工事は、次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 青梅市契約事務規則（平成 14 年規則第 22 号）第 53 条の規定にもとづく前金払を受けた工事であること。
- (2) 対象工事の進ちょく率が全体の 2 分の 1 以上であること。
- (3) 債権譲渡の承諾申請時の年度内に完了することが見込まれる工事または債務負担行為にかかる工事もしくは繰り越される工事で、債権譲渡の承諾申請時において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が 1 年未満である工事であること。
- (4) 次のアからカまでに掲げる事項に該当しないこと。

ア 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで 2 週間に満たない場合

イ 中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額もしくは出資の総

額が20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者で、市と請負契約を締結した施工中の工事について、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）または建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度にかかる中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤および信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年度法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行および特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。）を行う者（以下「組合等」という。）から転貸融資を認められる者）が契約書第46条各号または第46条の2各号のいずれかに該当するため、債権譲渡を認めることが不適当と判断される場合

ウ あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合

エ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要とする場合
オ 最低制限価格を設定していない工事にあつては、契約金額が予定価格算出の基礎となった次の（ア）から（エ）までに掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、消費税および地方消費税の税率を合算した数値に1を加えた数値を乗じて得た額（その額が予定価格の10分の7に満たない場合にあつては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。）未満である場合

（ア）直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額

（イ）共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

（ウ）現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

（エ）一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

カ 中小・中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事由がある場合

2 債権譲渡人および債権譲受人

工事請負代金債権の譲渡人は、融資制度を利用しようとする中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人は、融資制度を行うために振興基金から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた組合等（以下「債権譲受人」という。）とする。

3 債権譲渡の承諾にかかる事務手続等

債権譲渡人および債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は、次項に定める申請書類を青梅市長に提出する。

なお、債権譲渡人および債権譲受人は、融資制度にかかる書類の提出、受理または工事現場への立入り等の際は、身分証明書または東京電子自治体共同運営の建設工事等競争入札参加資格申請を経て発行された建設工事等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

4 申請書類

前項に規定する申請書類は、次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 締結済みの債権譲渡契約証書の写し 1通

様式は、平成20年10月17日付け国官会第1255号、国地契第34号、国官技第171号、国営計第61号通達（以下「官房課長通達」という。）に定める様式3を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

- (3) 工事履行報告書 1通

様式は、官房課長通達に定める様式1を準用することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

なお、申請日が当該月の16日以降である場合は、当該月の15日までの進ちょく状況を実施工程欄に必ず記載するものとする。

- (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人および債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険または保証によって担保されている工事で、保険、保証約款等により当該保険会社または保証会社の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

(約款等の写しを添付の上、該当する条項を朱線等で明示しておくこと。)

(6) 振興基金が発行する債務保証承諾書（根保証用）の写し 1 通

(7) 債権譲渡通知書 1 通

様式は、平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号および国総建整第 154 号通達（以下「基本通達」という。）に定める様式 3 を準用（承諾日は記載不要）することとし、国土交通省において当該通達が改正された場合は、改正後の通達にもとづくものとする。

(8) 受付票の写し 1 通（契約締結後に債権譲渡人の所在地、商号または名称、代表者職氏名および使用印等の変更があった場合に提出するものとする。）

5 書類の提出先

申請書類の提出先は、青梅市総務部総務契約課（以下「総務契約課」という。）とする。

なお、申請書類の提出方法は、債権譲渡人と債権譲受人が共同して総務契約課に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。ただし、共同して持参できない場合は、いずれかの委任状（様式第 2 号）を提出することにより、単独で提出することができるものとする。

また、申請書類の提出期限は、当該請負契約の履行期限の 2 週間前までとする。

6 出来高の確認

債権譲受人は、出来高の査定のために現場確認の必要がある場合には、工事出来高確認協力依頼書（様式第 3 号）を総務契約課に提出するものとする。

なお、債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分証明書等を持参することとし、市から求められた場合は、速やかに提示するものとする。

7 融資実行の報告

債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後 1 週間以内に連署の融資実行報告書（官房課長通達に定める様式 5 を準用）を総務契約課に提出する。

また、債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、基本通達記 14 に規定する保証事業会社による金融保証を受けた場合は、

速やかに公共工事金融保証証書の写しを総務契約課に提出する。

8 請負代金等の請求

- (1) 債権譲受人は、契約書に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金または部分払金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。

なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は市に対し一切の請求をすることができない。

- (2) 債権譲受人は、請負契約にもとづき確定した請負代金等の支払を市に対し請求するときは、工事請負代金請求書を総務契約課に提出するものとする。

9 契約変更の場合の取扱い

- (1) 債権譲渡人は、債権譲渡を承諾した後に契約変更により請負契約の契約金額が変更され、その結果、工事請負代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- (2) 債権譲渡人および債権譲受人は、連署により工事代金債権計算書（契約変更用）（様式第4号）を作成の上、債権譲受人は、総務契約課に提出するものとする。

10 契約解除の場合の取扱い

- (1) 契約書第46条、第46条の2、第47条、第48条、第48条の2および第49条の2の規定または青梅市契約に関する特約書第3条の規定にもとづき、請負契約が工事完成前に解除された場合の工事請負代金債権の金額は、契約書第49条第1項の既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた部分に相応する請負代金額から、すでに支払をした前払金、中間前払金、部分払金および請負契約により発生する違約金等の市の請求権にもとづく金額を控除した額の全額とする。

なお、債権譲渡人および債権譲受人は、当該請負契約にもとづき市が行う既済部分（出来高）の査定の結果については、異議申立てをすることはできない。

- (2) 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等またはその他の理由により契約解除された場合は、当該工事の施工担当部署は、前号により

算出した額を工事請負代金債権の額とし、債権譲受人に通知するものとする。

- (3) 債権譲受人は、工事代金債権計算書（契約解除用）（様式第 5 号）を作成の上、総務契約課に提出するものとする。

この場合、債権譲渡人が倒産等により、連署による工事代金債権計算書（契約解除用）の作成が不可能な場合は、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

11 その他様式類等

融資制度を実施するに当たって必要な債権譲受人における様式類等で市の定めのないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等）は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

また、同じく債権譲受人における取扱いについては、当該債権譲受人が、当該債権譲受人の監督行政庁、融資制度の監督官庁あるいは振興基金等と協議の上、必要な手続を経て定めることとする。

12 融資制度の適用期限

この「地域建設業経営強化融資制度にかかる債権譲渡の承諾にかかる事務手続等について」は、令和 8 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。